

不正競争防止法における課題

プロパテント政策の一環として、知的財産法の保護強化が図られてきたところであるが、知的財産法の一般法ともいえるべき不正競争防止法においても、かかる観点から、以下に掲げる事項について、所要の措置を講ずることが検討されるべきではないか。

1. 民事的救済措置の強化

不正競争防止法に関する訴訟事件においても、企業から、「侵害行為や損害額の立証が困難である」、「解決までに時間がかかる」、「十分な損害賠償金が取れない」といった点が指摘されている。

したがって、不正競争防止法においても、基本的に、平成10年及び11年の工業所有権4法改正と同様な措置がとられることが望ましいのではないか。

もっとも、登録された独占的な権利について規定する工業所有権4法に対し、行為規制法である不正競争防止法に同様の措置を導入することについては、その特徴に十分に留意しつつ、検討を行うことが必要ではないか。

2. 営業秘密の刑事的保護

財物の窃盗等については、窃盗罪、横領罪等が成立するものの、情報財である営業秘密については、（背任罪等を除き）刑事的保護が図られていない状況にある。社会のネットワーク化、雇用の流動化等が進展する状況において、侵害の虞が増大することが予想されるため、現行の民事的救済措置に加えて、刑事罰の導入に向けた検討が必要ではないか。

もっとも、営業秘密に係る刑事罰の導入には、人材の流動化等に対する萎縮効果等、営業秘密の保護強化に伴って生じるうる弊害の可能性に十分に留意しつつ、検討を行うことが必要ではないか。

3. 無体物としての権利保護の強化

インターネットを介した商品流通や広告等の新たな事業形態に適切に対応するため、平成14年特許法及び商標法等の改正により、社会のネットワーク化に対応するための概念規定の明確化等の措置がなされた。

不正競争防止法においても、このような状況に適切に対応していくことが要請されることから、ネットワークを介した無体物の取引行為等に対処するために、現行の概念規定の見直しの検討を行うことが必要ではないか。

今後の検討スケジュール

平成14年6月26日
事務局

産業構造審議会知的財産政策部会不正競争防止小委員会につきまして、事務局といたしましては、今後、下記の日程にて開催していきたいと考えております。

なお、会場につきましては、第2回（経済産業省本館17階第1特別会議室）を除き、経済産業省本館17階国際会議室を予定しています。

- | | |
|-----|---|
| 第1回 | 6月26日（水）10：00～12：00
・不正競争防止法を取り巻く状況について |
| 第2回 | 7月22日（月） 9：30～11：30
・民事的救済の強化について① |
| 第3回 | 9月 4日（水）14：00～16：00
・営業秘密の刑事的保護について① |
| 第4回 | 9月27日（金）10：00～12：00
・営業秘密の刑事的保護について② |
| 第5回 | 10月17日（木）14：00～16：00
・民事的救済の強化について② |
| 第6回 | 10月31日（木）14：00～16：00
・概念規定について
・民事的救済の強化について③
・営業秘密の刑事的保護について③ |
| 第7回 | 12月 5日（木）10：00～12：00
・不正競争防止小委員会報告書とりまとめ |
| 予備日 | 11月21日（木）14：00～16：00 |